

平成 29 年 6 月 23 日

各 位

会社名 パナホーム株式会社
代表者名 取締役社長 松下 龍二
(コード番号 1924 東証第一部)
問合せ先 経理部長 北野 幸治
(TEL.06-6834-4539)

臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 8 月下旬から同年 9 月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 7 月 14 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 7 月 14 日（金曜日）
- (2) 公告日 平成 29 年 6 月 30 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.panahome.jp/company/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

平成 29 年 6 月 22 日付当社プレスリリース「パナソニック株式会社による当社株式に対する株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更を付議議案に含む臨時株主総会開催の要請受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、パナソニック株式会社からの要請により、当社は、本臨時株主総会において、効力発生日を平成 29 年 10 月 2 日以降の日として、パナソニック株式会社が当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社の株主（パナソニック株式会社及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように当社株式の併合の割合を決定した上で、当社の普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び、株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことの議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上